販売店概要書

整理番号 (1) 販売店に関する事項 (審査対象事項) (記入不要) 1. 販売店の名称・所在地等 アムスエコカフ゛シキカ゛イシャ ノシェマ タツヤ 名 称 代表者氏名 アムスエコ株式会社 野島 達也 〒550 - 0015 電話番号 06-4390-7123 所 在 地 大阪市西区南堀江 1-12-4 ART CUBE 6F FAX番号 06-4390-7124 所属 代表取締役 電話番号 06-4390-7123 連 絡 ノシ゛マ タツヤ 担当者 氏名 E-Mail info@amseco.jp 野島 達也 □ 自主行動基準 2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出 ■ 自主的な行動基準 公開URL http://www.amseco.jp 3. 維持保全に係る窓口 $\mp \mp 550 - 0015$ 電話番号 06-4390-7123 所 在 地 大阪市西区南堀江 1-12-4 ART CUBE 6F FAX番号 06-4390-7124 所属 代表取締役 電話番号 06-4390-7123 連 絡 ノシ゛マ タツヤ 担当者 氏名 E-Mail info@amseco.jp 野島 達也

4. 大阪府内における過去3年間の販売実績(行が足りない場合には適宜追加ください。) (太陽光発電システム登録製造者製の太陽光発電システム設置工事販売実績があるものに限る。) 過去3年間の販売実績(件) 太陽光発電システム登録施工店名 登録番号 3年前 2年前 1年前 10 合 計 0 0 10

(2) 販売店に関する事項(参考内容)

1. 府民向け問い合わせ先								
電話	06-4390-7123		ホームページ	http://www.am	seco.jp			
2. 業	2. 業種(次の中から一つ選択して下さい。)							
	太陽光発電(蓄電池)システム施工・販売店							
	リフォーム専門店							
	大工・工務店							
	電気店							
] ハウスメーカー							
	その他()					
3. 資本金等								
資本金 50		00 万月	売上高 (直近)	5, 400 万円	従業員数	5 人		
4. 取り扱い太陽光発電(蓄電池)システム登録製造者名								
登録番号 太陽光発電システム登録					登録製造者名			
製 2012-1		カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社						
製 2012-3		三菱電機株式会社						
製 2013-3		パナソニック株式会社						
製 2014-1		シャープ株式会社						
製 2014-2		ソーラーフロンティア株式会社						
製 2015-4		ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社						
製 2015-8		長州産業株式会社						
製 2016-1		ハンファ Q セルズジャパン株式会社						
登録番号		蓄電池システム登録製造者名						
製 2014-1		シャープ株式会社						
		1						

 经最番号	太陽光発電(蓄電池)システム登録施工店名

事 業 名	事業概要
<創エネ・畜エネ事業> 太陽光発電システム販売蓄電池システム販売	太陽光発電アドバイザー (内閣府認証 特定非営利活動法人 日本住宅性能検査協会発行資格) 設計による太陽光発電設備導入のご提案、その他、蓄電池システムにおけるエネルギー活用をご案内いたします。
<省エネ事業>	スマートエネルギーLIFE のご提案事業として、生活スタイル
オール電化・空調設備・LED	に合わせた設備機器のご提案や、小売り電気アドバイザー等に
等の省エネ照明販売	よる省エネ相談のご対応を致します。
<リフォーム事業>	遮熱塗装や防水処理、機能性壁紙、フローリングなどの販売や
外壁塗装・クロス張替販売キ	キッチン・トイレ・浴室リフォームにおける省エネ建材品の販
ッチン・水回り修繕	売工事をご提案いたします。

7. 相談・クレーム処理体制

相談・クレーム等あったときの対応方法を具体的に記入ください。

お客様よりご相談等を賜った場合、相談専門部署における

- ・ご要望事項の確認
- 不具合事項の確認
- ・ご憤慨事項の確認をさせて頂き、

<不具合起因の調査>

機器的不具合か施工関係瑕疵かを現場にて調査対応させて頂きます。

そのうえで、お客様の生活に支障がないように原因の解明と長期延長保証対象不具合の場合は、メーカーおよび長期保証請負会社との連携により迅速に対処致します。

<人的事項の場合>

お申し出内容に対し、関係各署責任者へ事実関係の調査対応を行ったうえで、瑕疵起因または、人的対応不備の場合は、直ちに全社員への勧告・共有を行い、指導するとともにお客様へのご対応を誠実に行います。

お客様のご対応においては、ご納得頂けるまで真摯に向き合い対処致します。

<その他>

お客様のお申し入れを漏らさぬ体制として、電話窓口に加えてご相談受付フォームをホームページに備え付けます。

(3) 太陽光発電(蓄電池)システム登録施工店に関する事項(参考内容) 太陽光発電(蓄電池)システム登録施工店毎に作成してください

1. 太陽光発電(蓄電池)システム登録施工店						
登録番号		名称				
2. 過去3年間	引の販売実績			10 件		
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能:○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり:△ (右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能:一)						
大阪市内				0		
豊能(豊中市、	豊能(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)					
三島(吹田市、	高槻市、茨木市	f、摂津市、島 ^z	本町)	0		
北河内(守口市 四條畷市、交野	ī、枚方市、寝屋 予市)	門真市、	0			
中河内(八尾市	5、柏原市、東力	大阪市)		0		
南河内(富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)				0		
泉北(堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)						
泉南(岸和田市熊取町、田尻町	ī、貝塚市、泉佐 丁、岬町)	阪南市、	0			
4. 販売店が請求する費用の目安 * 次の条件において、代表的な費用(リフォームに関する費用を除く)をご記入ください。 ・築 10 年程度の2階建て木造住宅(在来工法)の屋根に定格出力 3.5kW の太陽電池モジュールを載せる。 ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証及びの当事の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・構造耐力は、建築基準法施行令第3章(構造強度) 第1節から第4節までに規定されている仕様である。 ・太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第43条第1項の表及び第46条第4項の表2の区分が変わらない。 ・容易に外壁に穴を明けることができる。 ・足場を容易に架けることができる。						
					万円	
5. 上記条件の)住宅が複数戸ま	あった場合の割っ	引率			

概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。また、その他条件等がございましたら、ご

自由にご記入ください	0					
戸数		3戸	割引率			5 %
条件等:						
6. 販売店 独自の事						
(当該太陽光発電	這(蓄電池)	システム登	经最施工店。	とのみ共同し	て行なうものに関	艮る)
事 業 名			事	業 概	要	